

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2023-004 事件

競技者氏名：

競技種目： ホッケー競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2025年11月17日  
日本アンチ・ドーピング規律パネル  
副委員長 山内 貴博

山内貴博

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネル（以下「本件パネル」という。）は、2025年10月6日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2025年11月17日

山内 貴博 山内貴博

蓮沼 隆 蓮沼隆

川原 貴 川原貴

### 記

〔決定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.10 項に従い、検体採取の日である 2023 年 5 月 23 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 6 月 15 日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項により、2023 年 6 月 15 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

1. 本件は、後述するとおり、本件の競技者（以下「本件競技者」という。）に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会外検査（以下「本件検査」という。）において、本件競技者の検体から禁止物質の代謝物が検出されたという事案であるところ、本件競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益社団法人日本ホッケー協会に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 2023 年 5 月 23 日、15 時 8 分から 15 時 46 分にかけて実施された競技会外検査において本件競技者の尿検体から Anabolic Androgenic Steroid(AAS)/methyltestosterone metabolite 17  $\alpha$ -methyl-5 $\beta$ -androstane-3 $\alpha$ , 17 $\beta$ -diol（以下「本件検出物質」という。）が検出されたが、これはメチルテストステロン（methyltestosterone）（以下「本件禁止物質」という。）の代謝物である。メチルテストステロン（methyltestosterone）は、2023 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.1. 蛋白同化男性化ステロイド薬（AAS）」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して本件競技者は、B 検体についての分析を要求し、かかる分析が実施されたが、同様に Anabolic Androgenic Steroid(AAS)/methyltestosterone metabolite 17  $\alpha$ -methyl-5 $\beta$ -androstane-3 $\alpha$ , 17 $\beta$ -diol が検出された。また、本件競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む。）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関して特段争わなかった。
3. そこで、本件においては、本件競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 10.10 項に基づき、検体採取の日である 2023 年 5 月 23 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 6 月 15 日までに獲得された本件競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
4. 本件禁止物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」として取り扱われないもの（以下「非特定物質」という。）に該当するところ、本件競技者は、本件検出物質については、本件検査当時摂取していたサプリメント（以下「本件サプリメント」という。）に本件禁止物質が含まれており、これが陽性判定の原因として考えられる旨主張すると共に、本件競技者は本件サプリメントについて上記の事実を知らずに摂取したものであること等から、その摂取は意図的なものではなかった旨主張している。
5. すなわち、非特定物質の摂取事案においては、原則的な資格停止期間は 4 年間であり、競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が「意図的」ではなかったことを立証できた場合に限って、基礎となる資格停止期間が 2 年間となる（本規程 10.2.1.1 項、同 10.2.2 項）ことから、禁止物質摂取の意図性の有無が競技者にとって重大な問題となるところ、本件競技者は、まず、本件禁止物質の摂取経路（体内侵入経路）について、
  - ① 本件検出物質の体内侵入経路の可能性としては、（ア）本件検査の前に摂取していたサプリメント（本件サプリメントの他に 2 種類）、（イ）食事、（ウ）その他（ボディークリーム及びリップクリーム）が考えられる、
  - ② 本件競技者は 2019 年頃から本件サプリメントを海外の販売業者からインターネットを通じて購入し、毎日 1～2 回、1 回 25g 程度をほぼ欠かさずに摂取しており、本件検査に先立つ 2023 年 3 月 31 日に本件サプリメントを 2 袋購入し、そのうちの一袋を同年 4 月下旬に使用し始め、同年 5 月 20 日頃に使い切り、もう一袋の使用を開始したところで同年 5 月 23 日の本件検査を受け、同年 6 月 15 日に JADA より暫定的資格停止に関する通知を受けて

本件サプリメントの使用を直ちに中止し、その後、開封済みで使用を中止した本件サプリメントと、比較のために新たに購入した未開封の本件サプリメントを WADA の認定分析機関に提出し分析を依頼したところ、開封済みだった本件サプリメントからは禁止物質は検出されなかったが、未開封の本件サプリメントからは本件禁止物質とは別の SARMs という禁止物質が検出された、

③ (ア) 本件競技者が摂取していた本件サプリメント以外のサプリメント 2 種 (いずれも日本メーカー製) のうち、1 種類を WADA の認定分析機関に提出して分析を依頼したが禁止物質は検出されず、他の 1 種類は、本件競技者はこれを日常的には摂取しておらず合宿の際に支給を受けたものを摂取することがあったところ、本件検査の直前まで本件競技者が参加していた合宿中は摂取しておらず、同合宿で当該サプリメントを摂取していた他の参加者が本件競技者と同じタイミングで受けたドーピング検査の結果もいずれも陰性であった、

(イ) 本件競技者は普段から外食は控え自炊を心がけており、本件禁止物質が誤って混入するような食事は行っていない、(ウ) その他 (ボディークリーム及びリップクリーム) については、その成分表に本件禁止物質の記載はないことから、これらが禁止物質の体内侵入経路とは考えがたい、

以上のとおり、比較のために新たに購入した未開封の本件サプリメントから、当該サプリメントの成分表示には記載されておらず本来含有しているはずのない禁止物質が検出されたことから、2023 年 5 月 20 日頃に使い切った本件サプリメントにも本件禁止物質が混入していた可能性があり、それが本件競技者の体内に侵入し、本件検出物質として検出された可能性が高いと主張し、その証拠として、本件競技者が作成した本件検査日までの行動 (食事を含む。) と使用品を整理した表、本件競技者名義のクレジットカードの利用明細書、本件サプリメントの写真、WADA 認定分析機関による検査結果、メチルテストステロンの体内での代謝と代謝物の人体内での残存時間等に関する大学教授の意見書等を提出した。

6. 加えて、本件競技者は、

① 本件競技者の尿検体から検出された本件禁止物質の代謝物の量から推定される 1 回 (1 日) あたりの体内への本件禁止物質の摂取量は非常に微量にすぎないこと、

② 一般人が本件禁止物質を入手することは困難であり、本件競技者が本件禁止物質を入手した証拠もない (本件競技者が本件禁止物質を購入したことをうかがわせるクレジットカード等の購入記録もない。) こと、

③ 本件競技者のポジションはミッドフィールダーで、その役割は守備と攻撃を繋ぐことであり、本件競技者のプレースタイルは、相手との駆け引きや、相手を引きつけてパスを出すことと、戦術等を理解したゲームコントロールにあるから、本件競技者に求められる能力は、力強さではなく柔らかい動きやしなやかな身体使いであり、チーム監督からも、筋力を付けすぎることが逆に本件競技者の持ち味を低下させることに繋がるとして、今以上に筋力を付けすぎないように指導されていたことから、筋力量の増加に繋がる本件禁止物質の摂取は本件競技者にとって何のメリットもなく、これを摂取する動機がないこと、

④ すでにシーズンインしている時期であり、試合後のドーピング検査も当然に考えられる状況であるから、本件禁止物質を摂取する動機がなく、摂取することは考えられないこと、

⑤ 検査結果通知後の本件競技者の言動 (検査結果の連絡を受け、あまりに心当たりのない想定外の事態にただただ困惑するばかりで、すぐさま反論、抗議等を行うことができなかったこと)、

⑥ 時間や費用をかけて争っていること、

⑦ 本件競技者の人間性や性格、

に鑑みれば、仮に体内侵入経路の立証に成功していなかったとしても、本件競技者には意図的でないことを示す状況証拠が多数存在しており、これらの状況証拠を総合的に評価すれば、

本件競技者によるアンチ・ドーピング規則違反が意図的でなかったことが、証拠の優越の程度を越えて立証できたと主張している。

7. これに対して、JADA は、本件競技者による禁止物質の摂取経路（体内侵入経路）の立証がなされているとはいえないことから、本件競技者による本件禁止物質の摂取が意図的ではなかったことの立証もなされていないと主張している。
8. この点につき、本件パネルにおいて、上記証拠に加え、本件競技者本人、監督、コーチ、チームメイトの証言等を仔細に検討したが、本件競技者が主張するように、本件禁止物質が本件サプリメントに含まれていた可能性は考えられなくもないが、本件競技者側が行った検証において本件サプリメント中から実際に本件禁止物質が検出されなかった事実は重視せざるを得ず、本件サプリメントが本件禁止物質の体内侵入経路であることが証拠の優越をもって明らかにされたとはいえないと判断する。本件競技者は、メチルテストステロンの体内での代謝と代謝物の人体内での残存時間に関し縷々主張するが、当該主張は複数の仮定を前提としていることから、上記判断を覆すには至らない。したがって、本件パネルは、本件競技者が禁止物質の体内侵入経路を証明できたと認めることはできない。
9. しかし、本件は前述したように非特定物質が問題となった事案であり、競技者による禁止物質の摂取が意図的でなかったことが立証された場合、資格停止期間は原則として2年間となる。この意図性の不存在の立証にあたっては、必ずしも体内侵入経路が証明された場合に限りならず、競技者又はその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは、（極めて例外的ではあるものの）理論上は可能とされている（本規程 10.2.1.1 項の解説、2022-002 事件参照）。
10. すなわち、本件においては、これまでに当事者双方から提出された証拠や、本聴聞会における本件競技者本人等の証言、そして、本聴聞会の全趣旨によれば、①本件競技者の尿検体から検出された本件禁止物質の代謝物の量は微量であり、そこから推定される1回あたりの体内への本件禁止物質の摂取量も微量にすぎないこと、②すでにシーズンインしている時期であり、ドーピング検査も当然に考えられる状況であったこと、③本件競技者は、本件検査に先立つ過去3回のドーピング検査はいずれも陰性であり、その間、サプリメントの摂取状況は基本的に変わっていないにもかかわらず、今回初めて陽性となったこと、④本件において検出された物質が筋肉増強効果のある本件禁止物質のみであって、本件競技者のポジションであるミッドフィールダーの（筋力のみならず、瞬発力・持続力・技能のバランスを重視する）特性に必ずしも適合した物質とは考えにくいこと等の事実は、本件競技者が本件禁止物質を意図的に摂取したという認定を積極的に行うための根拠とならないことはもちろん、むしろ、そのような認定を阻害する事由であると考えられる。
11. 以上に加え、本件競技者が主張するように、本件競技者が本件検査前に摂取したと主張する本件サプリメントに本件禁止物質が含有されており、これが本件競技者の体内に入ったという可能性が否定できないということと考え合わせると、本件競技者は、本件競技者による本件禁止物質（メチルテストステロン）の摂取が「意図的」ではなかったことを、「証拠の優越」（本規程 3.1 項）の程度でもって立証したものと本件パネルは判断する。
12. なお、本件においては、体内侵入経路に関する主張如何にかかわらず、禁止物質が本件競技者の体内に入った事実が認められること、及び、「禁止物質…の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。」（本規程 2.2.1 項第二文）とされていることから、本件においては、本規程 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反も成立する。
13. 続いて、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての本件競技者の過誤又は過失の存否及びそ

の程度が問題となるが、本件では本件競技者による体内侵入経路の証明がなされたとまでは言えないことから、本件禁止物質が汚染製品に由来するとの認定はできず、また、本件パネルが把握したあらゆる事実に鑑みれば、本件競技者に重大な過誤又は過失がなかったとは到底いえない。

14. 以上の各認定及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程10.2.2項の定めに基づき、本件競技者を2年間の資格停止とするのが相当である。
15. 本件では、JADA担当者による2023年6月15日の通知以降、本決定に至るまで、本規程7.4.1項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては2025年10月6日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.13.2.1項により、本件競技者は、最終的に課される資格停止期間から、上記の暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。よって、本件競技者の資格停止期間の開始日は2023年6月15日となる。
16. 以上より、上記の決定をするに至った。
17. なお、本件競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程13.2.2項及び13.6.2項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から21日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町2-4-13 ノーブルコート403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上